

告 示

埼玉県告示第三百三十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三百三条第三項の規定により新座市から新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和五年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕